

さいたま市選挙管理委員会告示第23号

さいたま市区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月23日

さいたま市選挙管理委員会委員長 野崎 正

さいたま市区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

さいたま市区選挙管理委員会規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第58号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第174条の47第2項</u>の規定に基づき、さいたま市の区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 [略]</p> <p><u>2 選挙課に副参事、課長補佐、主幹、総合調整幹、調整幹、専門幹又は主査を置くことができる。</u></p> <p><u>3 前2項に定める者のほか、選挙課に主任又は主事を置くことができる。</u></p> <p>(事務局長等の専決事項)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 事務局次長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に必要と認められる事項は、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 課長相当職以上の所属の職員の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>(2) 課長相当職以上の所属の職員の出張の命令及びその復命の受理に関すること。</p> <p>(3) 課長相当職以上の所属の職員の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第174条の48第2項</u>の規定に基づき、さいたま市の区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 [略]</p> <p><u>2 事務局に総合調整幹又は調整幹を置くことができる。</u></p> <p><u>3 選挙課に副参事、課長補佐、主幹、専門幹又は主査を置くことができる。</u></p> <p><u>4 前3項に定める者のほか、選挙課に主任又は主事を置くことができる。</u></p> <p>(事務局長等の専決事項)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 事務局次長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に必要と認められる事項は、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 課長相当職以上の所属の職員、<u>総合調整幹、及び調整幹</u>の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>(2) 課長相当職以上の所属の職員、<u>総合調整幹、及び調整幹</u>の出張の命令及びその復命の受理に関すること。</p> <p>(3) 課長相当職以上の所属の職員、<u>総合調整幹、及び調整幹</u>の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。</p>

(4) [略]
3 [略]

(4) [略]
3 [略]

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。